

草津白根山

もとしらねさん
(本白根山)

の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

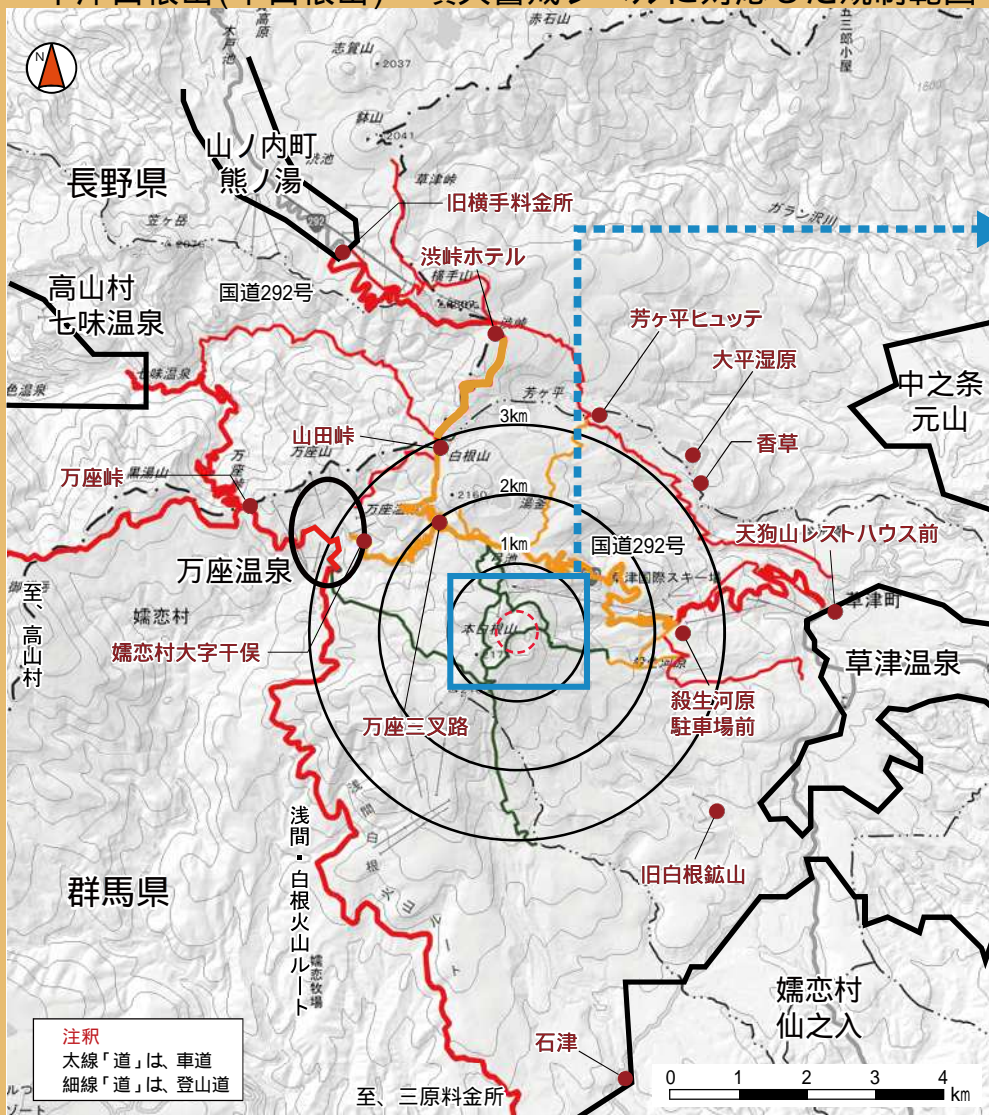
噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています(レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」)。対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

草津白根山(本白根山) 白根火山ロープウェイ山麓駅から撮影



草津白根山(本白根山) 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



赤点線円は2018年1月23日噴火の分布域を示す。黒印(●)は火口列。

噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

- レベル5 (避難) : ——
危険な居住地域からの避難・立入規制
- レベル4 (避難準備) : ——
警戒が必要な居住地域からの避難準備・立入規制
- レベル3 (入山規制) : ——
登山禁止・入山規制
火口から2km以内立入規制
- レベル2 (火口周辺規制) : ——
火口周辺立入規制
火口から1km以内立入規制
- レベル1 (活火山であることに留意)

居住地域の境界 :

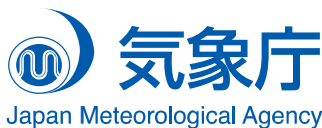
この図は噴火警戒レベルに対応した主な登山道・避難対象区域を示しています。登山道の規制については、主なものを表示しています。各レベルの具体的な規制範囲等については、地域防災計画などで定められていますので、各町村にお問い合わせください。

この地図は、国土地理院の『地理院地図』を使用しています。

草津白根山(本白根山)の噴火警戒レベルは草津白根山防災会議協議会(草津町、嬭恋村、中之条町の地元自治体等)と調整して作成しました。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター
TEL : 03-3212-8341(内線 4536) <https://www.jma.go.jp/>
前橋地方気象台 TEL: 027-896-1220 <https://www.jma-net.go.jp/maebashi/>
長野地方気象台 TEL: 026-232-3773 <https://www.jma-net.go.jp/nagano/>

草津白根山(本白根山)の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約6kmの石津まで到達 火口から噴火が発生し、概ね3kmまで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	火口から概ね2kmまで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性。 過去事例 有史以降の事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 過去事例 有史以降の事例なし 火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の発生。 過去事例 2018年1月23日：噴火により火口から約1kmの範囲に噴石飛散
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。

注1) ここでいう「火口」とは、2018年1月23日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

このレベルは地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>